

## りそなJCB法人カード特約

**第1条 (名称)** 本カードは株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社関西みらい銀行（以下三行を併せて「当行」といいます。）とりそなカード株式会社（以下「当社」といいます。）および株式会社ジェーシービー（以下「JCB」といい、「当社」および「JCB」を併せて「両社」といいます。）が提携して発行するもので「りそな JCB 法人カード」（以下「本カード」といいます。）と称します。

**第2条 (会員および会員等)** 本特約および別途両社の定めるJCB会員規約（一般法人）を承認のうえ入会を申し込み、両社が認めた方を会員および会員等とし、両社が本カードを貸与します。なお、会員および会員等の定義についてはJCB会員規約（一般法人）によるものとします。

**第3条 (会員情報の取り扱い)** 1.会員等は、JCB会員規約（一般法人）に基づき、当行、当社およびJCBがJCB会員規約（一般法人）第13条第1項第1号に定めた会員情報、およびJCB会員規約（一般法人）末尾に定める共同利用する個人データの項目に記載の各事項（以下、会員情報と併せて「会員情報等」といいます。）につき、必要な保護措置を行ったうえで取り扱うことに同意します。 2.会員等は、以下の目的のために、前項の会員情報等を利用することに同意します。（1）当行のサービスの提供、両社のカード機能および付帯サービス等の提供。

（2）当行、当社またはJCBの各社定款記載の事業（以下「各社事業」といいます。）における申込み審査を含む取引上の判断。（3）各社事業における新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査。（4）各社事業における宣伝物の送付、勧誘等。 3.会員等は、本特約に基づく当行、当社またはJCBの業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で本条第1項の会員情報等を当該業務委託先に提供することに同意します。 4.会員等は、当行、当社またはJCBに対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当行、当社またはJCBはすみやかに訂正または削除に応じるものとします。 5.会員等は当行、当社またはJCBが会員情報の提供に関する契約を締結したJCB会員規約（一般法人）末尾に記載する提携会社（以下「共同利用会社」といいます。）およびJCB会員規約（一般法人）末尾に定める共同利用者の範囲に記載する共同利用者が共同利用会社または共同利用者のサービス提供等のため本条第1項の会員情報等を共同利用することに同意します。 6.会員等は当行、当社、JCB、共同利用会社または共同利用者が共同利用会社または共同利用者のサービス提供等のため本条第2項の目的のために会員情報等を利用することに同意します。

**第4条 (会員資格の喪失)** 会員が両社の会員資格を喪失した場合は本特約による会員資格も喪失するものとします。

**第5条 (JCB会員規約(一般法人)と本特約の関係)** 本特約に定めのない事項および本特約がJCB会員規約（一般法人）に抵触する事項については、JCB会員規約（一般法人）が適用されるものとします。

(TK198000・20190401)